

令和7年

上尾市議会 12月定例会議案

概要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 109 号	上尾市公告式条例等の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 110 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第 111 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 112 号	上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 113 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 114 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 115 号	上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7
議案第 116 号	上尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	8
議案第 117 号	第 6 次上尾市総合計画基本構想の変更について	9
議案第 118 号	専決処分の承認を求めることについて	10
議案第 119 号	公の施設の指定管理者の指定について	11
議案第 120 号	公の施設の指定管理者の指定について	12
議案第 121 号	公の施設の指定管理者の指定について	13
議案第 122 号	公の施設の指定管理者の指定について	14
議案第 123 号	公の施設の指定管理者の指定について	15
議案第 124 号	公の施設の指定管理者の指定について	16
議案第 125 号	公の施設の指定管理者の指定について	17
議案第 126 号	公の施設の指定管理者の指定について	18
議案第 127 号	公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第 128 号	市道路線の認定について	20

議案第109号

上尾市公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務部総務課)

1 提案理由	条例等の公布手続きを見直すため、所要の改正を行うもの
2 内容	これまで市役所及び支所前の掲示場に掲示することとされていた条例等の公布手続きについて、より効果的な周知方法を整備し、情報取得の利便性を高めるため、市ホームページ上に設ける電子掲示場に掲載することとする。
3 施行期日	令和8年2月1日

議案第110号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

1 提案理由	人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うもの																																			
2 内容	<p>1 給料表の改定</p> <p>(1) 若年層に重点を置いた全年齢層での給料月額の引上げ (2) 令和7年4月分以降の給料に遡及適用</p> <p>2 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ (2) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の均等配分</p> <p>(単位：月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和7年度 (現行)</th> <th>令和7年度 (改定後)</th> <th>令和8年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期 末 手 当</td> <td>6ヶ月期</td> <td>1.25 (0.70)</td> <td>1.25 (0.70)</td> <td><u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u></td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>1.25 (0.70)</td> <td><u>1.275</u> <u>(0.725)</u></td> <td><u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.50 (1.40)</td> <td><u>2.525</u> <u>(1.425)</u></td> <td>2.525 (1.425)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤 勉 手 当</td> <td>6ヶ月期</td> <td>1.05 (0.50)</td> <td>1.05 (0.50)</td> <td><u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u></td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>1.05 (0.50)</td> <td><u>1.075</u> <u>(0.525)</u></td> <td><u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.10 (1.00)</td> <td><u>2.125</u> <u>(1.025)</u></td> <td>2.125 (1.025)</td> </tr> <tr> <td>期末手当及び 勤勉手当の合計</td> <td>4.60 (2.40)</td> <td><u>4.65</u> <u>(2.45)</u></td> <td>4.65 (2.45)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は、再任用職員の支給割合を示す。</p> <p>3 特定期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ</p> <p>4 通勤手当の改定</p> <p>令和8年度から1月当たり5,000円を上限とする自動車駐車場の利用に対する手当を支給</p>			令和7年度 (現行)	令和7年度 (改定後)	令和8年度 以降	期 末 手 当	6ヶ月期	1.25 (0.70)	1.25 (0.70)	<u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u>	12ヶ月期	1.25 (0.70)	<u>1.275</u> <u>(0.725)</u>	<u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u>	合計	2.50 (1.40)	<u>2.525</u> <u>(1.425)</u>	2.525 (1.425)	勤 勉 手 当	6ヶ月期	1.05 (0.50)	1.05 (0.50)	<u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u>	12ヶ月期	1.05 (0.50)	<u>1.075</u> <u>(0.525)</u>	<u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u>	合計	2.10 (1.00)	<u>2.125</u> <u>(1.025)</u>	2.125 (1.025)	期末手当及び 勤勉手当の合計	4.60 (2.40)	<u>4.65</u> <u>(2.45)</u>	4.65 (2.45)
		令和7年度 (現行)	令和7年度 (改定後)	令和8年度 以降																																
期 末 手 当	6ヶ月期	1.25 (0.70)	1.25 (0.70)	<u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u>																																
	12ヶ月期	1.25 (0.70)	<u>1.275</u> <u>(0.725)</u>	<u>1.2625</u> <u>(0.7125)</u>																																
	合計	2.50 (1.40)	<u>2.525</u> <u>(1.425)</u>	2.525 (1.425)																																
勤 勉 手 当	6ヶ月期	1.05 (0.50)	1.05 (0.50)	<u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u>																																
	12ヶ月期	1.05 (0.50)	<u>1.075</u> <u>(0.525)</u>	<u>1.0625</u> <u>(0.5125)</u>																																
	合計	2.10 (1.00)	<u>2.125</u> <u>(1.025)</u>	2.125 (1.025)																																
期末手当及び 勤勉手当の合計	4.60 (2.40)	<u>4.65</u> <u>(2.45)</u>	4.65 (2.45)																																	
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度分の改定は、公布の日 令和8年度分以降の改定は、令和8年4月1日 																																			

議案第111号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるもの																
2 内容	<p>期末手当の支給割合の改定</p> <p>(1) 期末手当の支給月数を0.05月分引上げ</p> <p>(2) 令和8年度以降の期末手当の均等配分 (単位:月分)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和7年度 (現行)</th><th>令和7年度 (改定後)</th><th>令和8年度 以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>6ヶ月期</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td><u>2.325</u></td></tr><tr><td>12ヶ月期</td><td>2.30</td><td><u>2.35</u></td><td><u>2.325</u></td></tr><tr><td>合計</td><td>4.60</td><td><u>4.65</u></td><td>4.65</td></tr></tbody></table>		令和7年度 (現行)	令和7年度 (改定後)	令和8年度 以降	6ヶ月期	2.30	2.30	<u>2.325</u>	12ヶ月期	2.30	<u>2.35</u>	<u>2.325</u>	合計	4.60	<u>4.65</u>	4.65
	令和7年度 (現行)	令和7年度 (改定後)	令和8年度 以降														
6ヶ月期	2.30	2.30	<u>2.325</u>														
12ヶ月期	2.30	<u>2.35</u>	<u>2.325</u>														
合計	4.60	<u>4.65</u>	4.65														
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none">令和7年度分の改定は、公布の日令和8年度分以降の改定は、令和8年4月1日																

議案第112号

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	市消防職員の特殊勤務手当の支給対象を拡大するもの
2 内容	<p>1 緊急消防援助隊出動手当の創設 災害が発生した市町村及び特別区に出動し、消防の応援又は支援に従事したときに、1日につき2,160円の特殊勤務手当を職員に支給する。</p> <p>2 消防業務手当の支給対象の追加 次に掲げる職員を支給対象に追加する。</p> <p>(1) 救助現場に出動し、救助業務に従事した職員 (2) 警戒現場に出動し、その状況を調査し、確認し、又は危険を除去する業務に従事した職員</p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第113号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの						
2 内容	<p>引用する条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>条例別表第2の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <table border="1"><tr><td>事務の種類</td></tr><tr><td>5 7 政令第137条の12<u>第6項</u>の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</td></tr><tr><td>5 8 政令第137条の12<u>第7項</u>の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</td></tr></table> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <table border="1"><tr><td>事務の種類</td></tr><tr><td>5 7 政令第137条の12<u>第11項</u>の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</td></tr><tr><td>5 8 政令第137条の12<u>第12項</u>の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</td></tr></table>	事務の種類	5 7 政令第137条の12 <u>第6項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	5 8 政令第137条の12 <u>第7項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	事務の種類	5 7 政令第137条の12 <u>第11項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	5 8 政令第137条の12 <u>第12項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査
事務の種類							
5 7 政令第137条の12 <u>第6項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査							
5 8 政令第137条の12 <u>第7項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査							
事務の種類							
5 7 政令第137条の12 <u>第11項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査							
5 8 政令第137条の12 <u>第12項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査							
3 施行期日	公布の日						

議案第114号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(こども未来部保育課)

1 提案理由	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用する条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>1 児童福祉法の一部改正による規定の整理</p> <p>(1)から(3)までの条例の改正部分</p> <p>(1) 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(2) 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(3) 上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>【改正前】</p> <p>児童福祉法第33条の10各号</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <p>児童福祉法第33条の10<u>第1項</u>各号</p> <p>2 子ども・子育て支援法の一部改正による規定の整理</p> <p>上記(1)の条例第2条第24号の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>法第43条<u>第2項</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <p>法第43条<u>第4項</u></p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none">1は、公布の日2は、令和8年4月1日

議案第115号

上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(こども未来部保育課)

1 提案理由	児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの
2 内容	<p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設に伴い、事業者が当該事業を実施しようとする保育所等における設備及び運営に関し基準を定める。</p> <p>※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p> <p>…保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月10時間まで時間単位で保育所等を柔軟に利用できる事業</p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第116号

上尾市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(こども未来部保育課)

1 提案理由	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの
2 内容	<p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設に伴い、当該事業を実施する保育所等に対し、乳児等支援給付費の支給の対象となる運営の基準を定める。</p> <p>※乳児等支援給付費</p> <p>…乳児等通園支援事業の実績に応じ、市から保育所等に支払われる給付費</p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第117号

第6次上尾市総合計画基本構想の変更について

(行政経営部行政経営課)

1 提案理由	基本構想の将来人口について再推計したため、第6次上尾市総合計画基本構想を変更したいので、上尾市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、提案するもの
2 内容	第6次上尾市総合計画後期基本計画の策定に当たり、基本構想第2章第2節の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計値を踏まえ、本市の出生率及び住民基本台帳人口の現状値を基礎に再推計した結果に変更するほか、所要の変更を行う。

議案第118号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	令和7年10月23日に市議会議員が退職したことに伴い、上尾市議会議員補欠選挙を同年11月30日に執行することが決定されたため、その経費を計上した令和7年度上尾市一般会計補正予算（第7号）を緊急に編成する必要が生じ、同年10月24日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p>【歳入】</p> <p>20款 繰越金</p> <p>1項 繰越金 13,793千円</p> <p>【歳出】</p> <p>2款 総務費</p> <p>4項 選挙費 13,793千円</p> <p>【補正予算の概要】</p> <p>上尾市議会議員補欠選挙執行体制の整備</p> <p>選挙事務に従事する者に係る人件費、ポスター掲示場の設置等に係る委託料等を計上し、当該選挙の執行体制を整備する。</p>

議案第119号

公の施設の指定管理者の指定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由	上尾市文化センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市文化センター</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 あげお文化創造パートナーズ</p> <p>(1) 代表団体</p> <p>所在地 さいたま市北区吉野町二丁目282番地3 団体名 株式会社埼玉新聞社 代表者 代表取締役社長 関根正昌</p> <p>(2) 構成団体</p> <p>所在地 さいたま市浦和区岸町七丁目12番4号 団体名 株式会社サイオー 代表者 代表取締役 橋本一憲</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 541,970,000円</p>

議案第120号

公の施設の指定管理者の指定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由	イコス上尾の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 イコス上尾</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷16番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 代表理事 井 上 建一</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 352,100,000円</p>

議案第121号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	上尾市立養護老人ホーム恵和園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市立養護老人ホーム恵和園</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字上野567番地 団体名 社会福祉法人彩光会 代表者 理事長 中村 康彦</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 710,536,000円</p>

議案第122号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	上尾市老人福祉センターことぶき荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市老人福祉センターことぶき荘</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字平塚724番地 団体名 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 代表者 理事長 石川孝之</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 124,491,000円</p>

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウスの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウス</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字平塚724番地 団体名 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 代表者 理事長 石川孝之</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 145,892,000円</p>

議案第124号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字平塚724番地 団体名 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 代表者 理事長 石川孝之</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 179,057,000円</p>

議案第125号

公の施設の指定管理者の指定について

(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</p> <p>(1) 上尾伊奈斎場つつじ苑</p> <p>(2) 瓦葺ふれあい広場</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体</p> <p>所在地 上尾市大字菅谷16番地</p> <p>団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社</p> <p>代表者 代表理事 井 上 建一</p> <p>3 指定の期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額</p> <p>(1) 上尾伊奈斎場つつじ苑 784,258,000円</p> <p>(2) 瓦葺ふれあい広場 76,998,000円</p>

議案第126号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由	上尾丸山公園等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの								
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 上尾丸山公園(2) 丸山公園多目的広場(3) 上尾丸山公園（一部）(4) 上尾市自然学習館(5) 上尾市バーベキュー場 <p>2 指定管理者候補者として選定した団体</p> <p>所在地 上尾市大字菅谷16番地</p> <p>団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社</p> <p>代表者 代表理事 井 上 建一</p> <p>3 指定の期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額</p> <table><tbody><tr><td>(1) 上尾丸山公園</td><td rowspan="3">] 665,962,000円</td></tr><tr><td>(2) 丸山公園多目的広場</td></tr><tr><td>(3) 上尾丸山公園（一部）</td></tr><tr><td>(4) 上尾市自然学習館</td><td>363,396,000円</td></tr><tr><td>(5) 上尾市バーベキュー場</td><td>18,042,000円</td></tr></tbody></table>	(1) 上尾丸山公園] 665,962,000円	(2) 丸山公園多目的広場	(3) 上尾丸山公園（一部）	(4) 上尾市自然学習館	363,396,000円	(5) 上尾市バーベキュー場	18,042,000円
(1) 上尾丸山公園] 665,962,000円								
(2) 丸山公園多目的広場									
(3) 上尾丸山公園（一部）									
(4) 上尾市自然学習館	363,396,000円								
(5) 上尾市バーベキュー場	18,042,000円								

議案第127号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由	市立公園（上尾丸山公園等及び戸崎公園を除く。）の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 市立公園（上尾丸山公園等及び戸崎公園を除く。）</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 上尾にぎわいづくりパートナーズ</p> <p>(1) 代表団体</p> <p>所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 団体名 シンコースポーツ株式会社 代表者 代表取締役 石崎健太</p> <p>(2) 構成団体</p> <p>所在地 さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1 団体名 毎日興業株式会社 代表者 代表取締役 田部井良</p> <p>3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>※参考 指定管理料（5年間）の限度額 1,336,500,000円</p>

議案第128号

市道路線の認定について

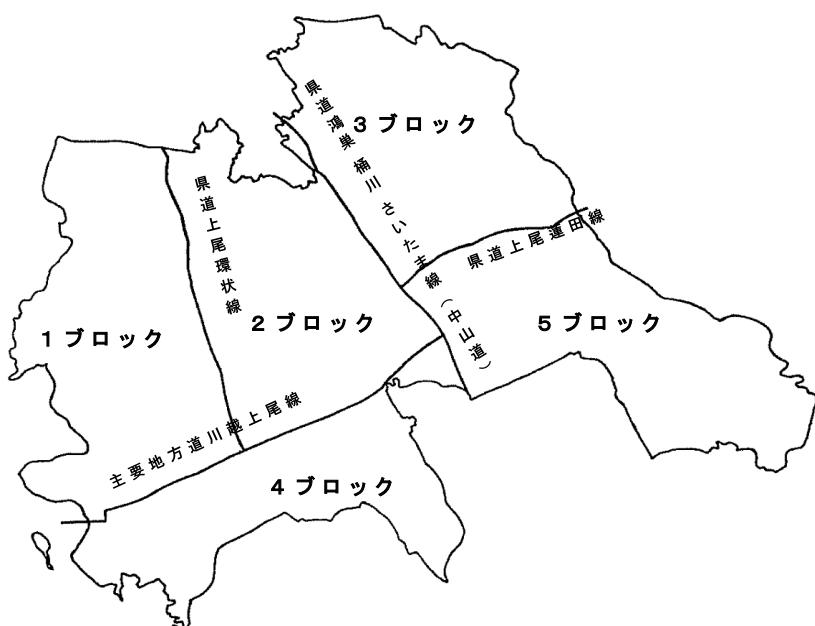
(都市整備部建設管理課)

1 提案理由	原市沼調節池整備事業における沼橋の架け替え工事の実施に伴い、迂回路を設置するため、当該迂回路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの
--------	--

2 内容	原市沼調節池整備事業における沼橋の架け替え工事の実施に伴い、迂回路を設置するため、当該迂回路を市道路線として認定する。
------	---

区分	路線名	路線数	延長 (m)
5 ブロック	51180号線	1	115.90

市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000
5 ブロック

